

2 法制度の周知・啓発の状況

(1) 国等による講習会等の実施状況

下請取引を行う事業者に対して、図表 2-①のとおり、公正取引委員会及び中小企業庁は下請法について、国土交通省は建設業法について、基礎知識（法の適用範囲、禁止行為など）の習得・理解に資する講習会を、毎年 11 月の下請取引適正化推進月間（建設業は「建設業取引適正化推進月間」）を中心として、主に平日昼間の時間帯に都道府県庁所在市で開催している。なお、「建設業取引適正化推進月間」実施要領において、各都道府県も、各地方整備局と連携しあるいは独自に建設業法に関する講習会等を、極力推進月間内に開催することとされている^(注)。

(注) 調査した 10 都道府県における平成 26 年度から 28 年度までの講習会の開催状況をみると、7 都道府県については、毎年度、地方整備局と共催又は単独で講習会を開催していた。3 都道府県については、地方整備局と管内の都道府県が共催により毎年度、管内 1～2 か所で講習会を行うこととしているが、上記期間中は他の都道府県内で開催されたことなどから、開催実績はなかった。

図表 2-① 基礎的な講習会の開催状況

実施機関	講習会名	内容	対象者	開催時期	開催地	開催時間帯	開催実績 (平成 28 年度)
公正取引委員会・中小企業庁	下請取引適正化推進講習会	下請法の適用対象、親事業者の義務、禁止行為についての解説等	下請取引を行う事業者	11 月 (「下請取引適正化推進月間」中)	主に各都道府県の県庁所在市	平日昼間	62 回 (注 3)
公正取引委員会	基礎講習会	下請法及び優越的地位の濫用規制についての基礎知識の解説等	下請法等の基礎知識の習得を希望する者	5～10月、 12 月～3 月	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間	55 回 (注 3)
中小企業庁 (外部委託により実施)	下請代金法に関する講習会(基礎コース)	下請法の目的、親事業者の義務、禁止行為、下請代金の支払手段についての解説等	製造業、卸売業、小売業、サービス業及び運輸業に属する下請取引のある親事業者において下請取引業務を管理する者(下請事業者の受講も可)	5～3 月	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間 (注 4)	258 回
国土交通省 都道府県	建設業講習会	建設産業の現状と最近の取組、建設業法令遵守についての解説等	建設業者	主に 11 月 (「建設業取引適正化推進月間」中)	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間	57 回 (注 3)

(注 1) 当省の調査結果による。

(注 2) 公正取引委員会及び中小企業庁では、上記のほか、基礎知識の習得・理解を前提としてケーススタディ等を通じた、より高度な講習会も開催している。

(注 3) 開催実績は、調査した公正取引委員会の本局、5 事務所及び 2 支所、8 経済産業局、7 地方整備局並びに 7 都道府県（平成 28 年度に講習会の開催実績がない 3 都道府県を除く。）が開催したものの実績の合計（地方整備局と都道府県が共催したものについては 1 回とカウントしている。）で

ある。

(注4) 講習会の事業受託者が自ら計画して開催するのが基本であるが、事業者からの要望に応じて土曜日に開催した実績（平成28年度：3回）がある。

調査した公正取引委員会の本局、5事務所及び2支所、中小企業庁本庁及び8経済産業局、国土交通省の7地方整備局並びに7都道府県（平成26年度から28年度までの間に講習会の開催実績がない3都道府県を除く。）における講習会の開催案内の状況をみると、いずれも、ホームページに掲載して参加者を募集していた（一部、TwitterやFacebookなどSNSを併用する例もあった。）ほか、メールマガジンを活用して案内している例や、事業者団体等を通じて案内している例、立入検査の際に案内している例がみられた。なお、公正取引委員会の事務所及び支所、経済産業局の一部では、資本金額が一定規模の事業者に対して個別に案内している例はあるが、親事業者や下請事業者を特に区別することなく案内しており、下請事業者に絞って参加を案内している例はみられなかった。その理由として、例えば、公正取引委員会では、下請法は親事業者を規制する法律のため、まずは親事業者に下請法をしっかりと理解してもらうことが大事であるためとしており、また、中小企業庁では、親事業者、下請事業者いずれの立場であっても法律の内容を理解することには変わりはないとして、親事業者と下請事業者を区別することはしていないとしている。

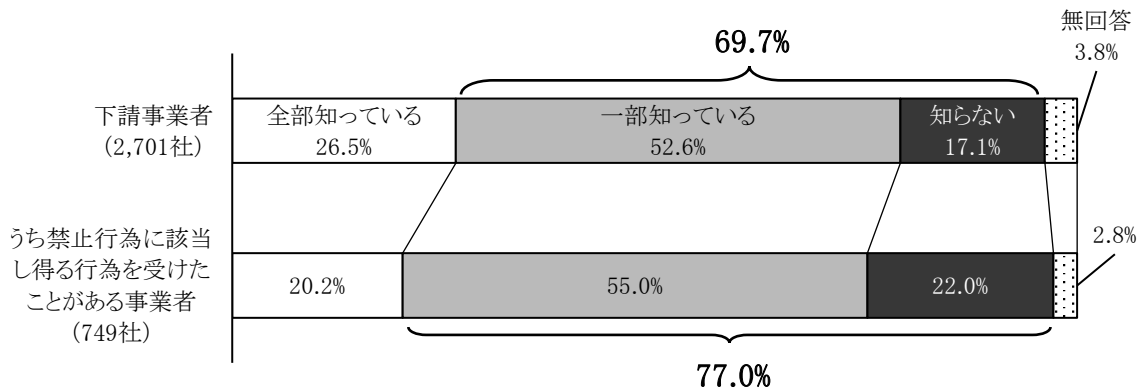
このほか、法制度に関するパンフレットの配布のほか、公正取引委員会の本局及び各事務所では、中小事業者からの要請に応じて職員を派遣して下請法の基本的内容を説明するとともに、個別の相談にも応ずる「移動相談会」を実施している。また、公正取引委員会の本局及び事務所、経済産業局並びに地方整備局では、業界団体等が主催するセミナー等への講師派遣を実施している。さらに、都道府県においても、業界団体が主催する研修等への講師派遣を実施している例がみられた。

(2) 下請事業者の法制度の認知・理解の状況

国及び都道府県は、上記のとおり法制度の周知・啓発に取り組んでいるが、意識調査の結果によると、図表2-②のとおり、法による禁止行為について、「全部知っている」と回答した下請事業者が26.5%であるのに対し、「一部知っている」又は「知らない」と回答した下請事業者は69.7%であり、約7割の下請事業者は法による禁止行為を必ずしも十分に理解していない状況となっている。

禁止行為に該当し得る行為を受けたことがあると回答した下請事業者に限ると、「全部知っている」と回答した下請事業者は20.2%と更に減少し、「一部知っている」又は「知らない」と回答した者は計77.0%に及んでいる。このように、禁止行為に該当し得る行為を受けていながら、その大部分の下請事業者はそうした行為が法によって禁止されていることを必ずしも十分に理解していない実態にある。

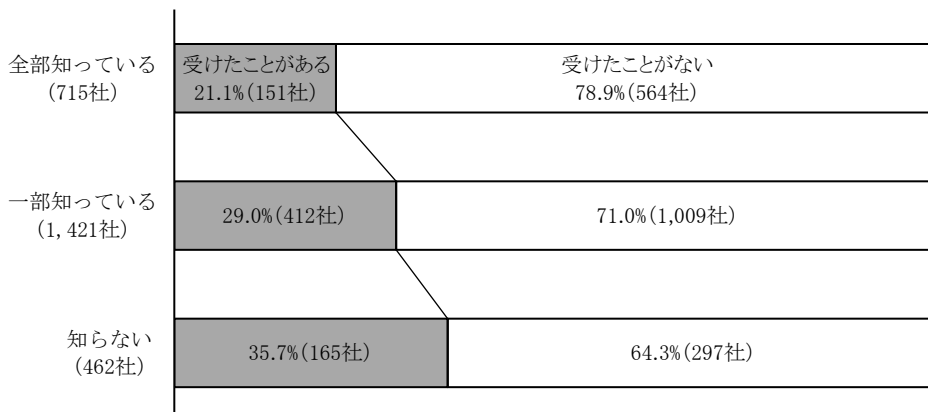
図表 2-② 下請事業者の禁止行為の認識状況



(注) 意識調査の結果による。

また、それぞれの認識状況別に、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者の割合をみると、図表 2-③のとおり、「全部知っている」と回答した下請事業者では 21.1%、「一部知っている」では 29.0%、「知らない」では 35.7%となっており、法による禁止行為を十分に理解していない下請事業者は、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある割合が高い傾向となっている。

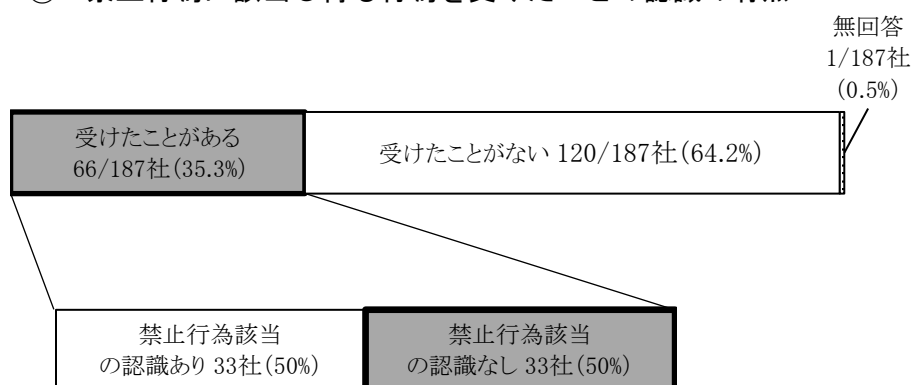
図表 2-③ 認識状況別の禁止行為に該当し得る行為を受けたことのある下請事業者の割合



(注) 意識調査の結果による。

当省が下請事業者 187 社（うち製造業者 119 社、建設業者 68 社）を対象として実地に調査した結果（以下「実地調査の結果」という。）では、図表 2-④のとおり、禁止行為に該当し得る行為を実際に受けたことがある下請事業者の半数は、その認識がない状況にあった。

図表 2-④ 禁止行為に該当し得る行為を受けたことの認識の有無



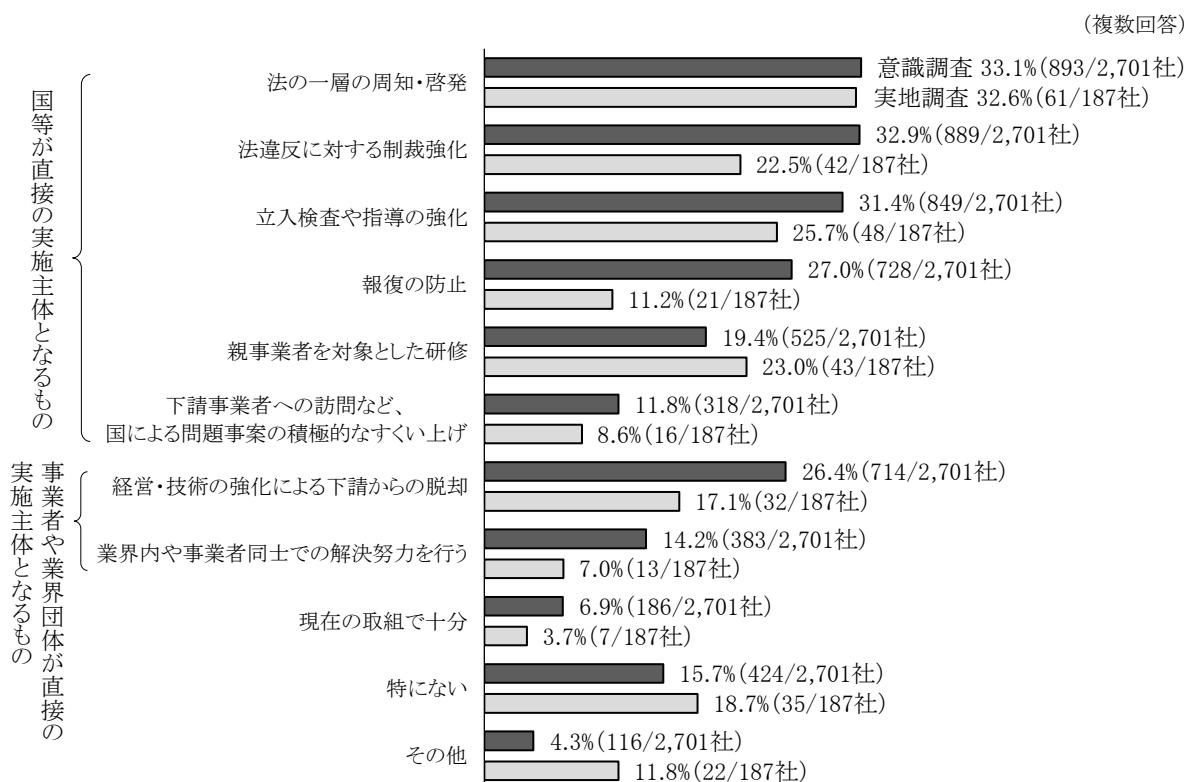
(注) 実地調査の結果による。

(3) 下請事業者の講習会への参加状況及び参加機会の確保に係る国等の取組

「下請いじめをなくすために必要な取組」について、意識調査の結果では、図表 2-⑤ のとおり、様々な意見要望がみられたが、「法の一層の周知・啓発」を挙げる下請事業者が多い。具体的には、2,701 社のうち 893 社 (33.1%) が一層取り組む必要があると回答しており、業種別では、図表 2-⑥ のとおり、製造業 1,493 社のうち 554 社 (37.1%) が、建設業 1,208 社のうち 339 社 (28.1%) が必要と回答している。

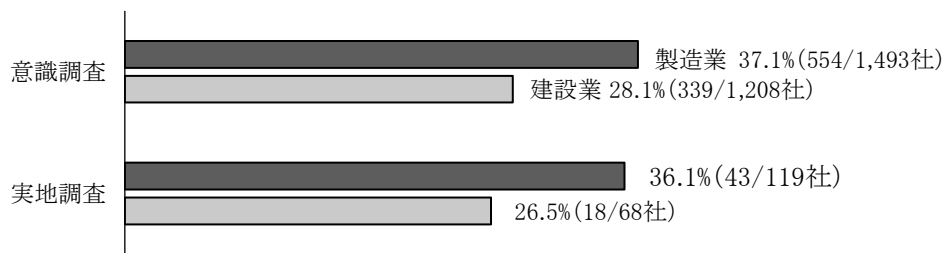
また、実地調査の結果でも、製造業 119 社のうち 43 社 (36.1%) が、建設業 68 社のうち 18 社 (26.5%) が必要と回答している。(他の意見要望については後掲 4(1) 参照)

図表 2-⑤ 下請いじめをなくすために必要な取組



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

図表 2-⑥ 「法の一層の周知・啓発」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

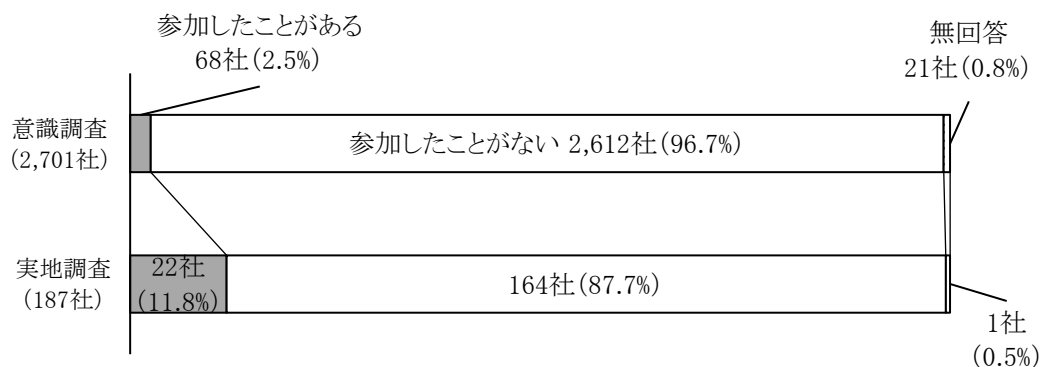
下請事業者からは、法の基礎知識を持つことが法違反の是正の端緒となる、また、親事業者に対するけん制効果となるなどとして、下請法や建設業法の基礎的な知識を得たい、知識獲得のために講習会に参加したいといった知識獲得の意向やその必要性に関する意見要望が聴かれた。

【主な意見】

- ① 下請事業者が下請法の内容を理解していなければ、親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになり、下請法違反が発覚しない。そのため、下請事業者に対して、下請法の周知に力を入れることが効果的と考える。（製造業者）
- ② 下請事業者が下請法を知ることは親事業者へのけん制になり、新規の取引の際に不当な要求や行為がされにくくなると考えられるため、下請事業者が親事業者と対等な立場で交渉するための後方支援として、下請事業者向けに下請法の周知・啓発や情報提供を行うべき。（製造業者）
- ③ 法律の知識が不足しているため、取引先と法律的な面から話し合いができるような知識を習得させてくれる講習会があれば参加したい。（建設業者）

しかしながら、実際の講習会への参加状況をみると、図表 2-⑦のとおり、意識調査の結果では 2,701 社のうち 68 社（2.5%）、実地調査の結果でも 187 社のうち 22 社（11.8%）が「参加したことがある」と回答しており、参加率は低い状況にある。

図表 2-⑦ 国等が開催する講習会への参加状況

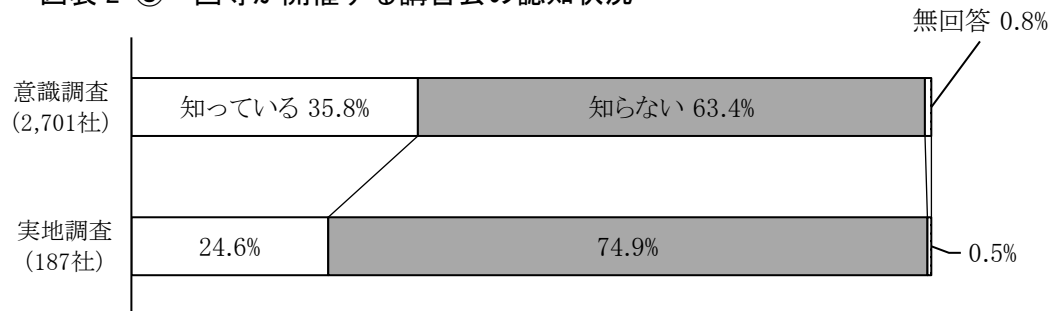


(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

下請事業者の講習会への参加率が低い原因は、主に、①講習会の開催自体を知らない、②時間、場所の都合が合わないことにあるものとみられる。

具体的には、図表 2-⑧のとおり、国等が開催する講習会について、意識調査の結果では、開催していることを「知っている」と回答した下請事業者は 35.8%であるのに対し、「知らない」と回答した下請事業者は 63.4%となっている。また、実地調査の結果でも、「知っている」と回答した事業者は 24.6%であるのに対し、「知らない」と回答した事業者は 74.9%となっている。

図表 2-⑧ 国等が開催する講習会の認知状況

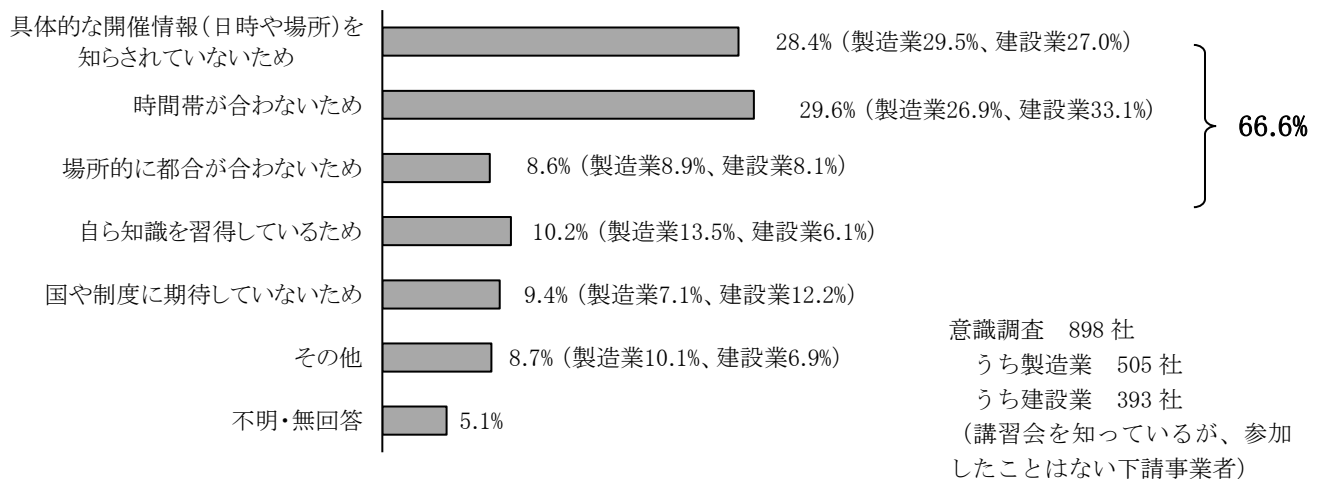


(注)意識調査及び実地調査の結果による。

また、講習会に参加していない理由について、意識調査の結果によると、図表 2-⑨のとおり、「具体的な開催情報（日時や場所）を知らされていないため」と回答したものが 28.4%、「時間帯が合わないため」及び「場所的に都合が合わないため」と回答したものが合わせて 38.2%と、開催を知らないか、時間や場所の都合が合わないとする者で約 7 割を占める。

なお、「自ら知識を習得しているため」及び「国や制度に期待していないため」と回答したものは、それぞれ 10.2%、9.4%と少ないため、講習会に参加する必要はないと考えている下請事業者は相対的に少ないものとみられる。

図表 2-⑨ 講習会に参加していない理由



(注1) 意識調査の結果による。

(注2) この設問は、一つだけ回答するよう求めているが、複数回答しているものについては「不明」として処理している。

また、実地調査の結果では、下請事業者から、次のとおり、平日の昼間は多忙であるため平日夕方以降や土日の開催を望む意見が聴かれ、平日昼間のみの開催では事業者のニーズに応えられないことがうかがわれる。

【主な意見】

- ① 従業員が少なく、平日の日中は多忙であり、講習会には会社の代表者が参加することになるため、平日の夜間や土日の開催であればありがたい。（製造業者）
- ② 下請取引で困っているような事業者は、従業員数の少ない小規模事業者が多く、社長自身も現場で仕事をしており 1 人でも仕事から抜けてしまうと事業が回らなくなってしまうため、平日の夕方以降の方が参加しやすい。（製造業者）
- ③ 比較的規模が大きい事業所では平日昼間でも対応可能と思われるが、小規模事業者で、社長がプレイングマネージャーのような会社の場合は、土日祝日や夜間の開催であれば、参加しやすい。（製造業者）
- ④ 平日は朝早くから夕方まで現場に行くことが多いので、日中よりも夕方のほうが参加しやすい。（建設業者）
- ⑤ 平日は、工事現場での工事があり多忙であるため、参加することは難しい。土日は、休日であるため平日よりは参加しやすい。（建設業者）

しかし、今回調査した国及び都道府県における講習会の開催状況をみると、一部の機関で以下のように開催場所等について見直しなどの対応がみられたものの、平日夕方以降や土日の開催のニーズに対し、特段の見直しや工夫をした例はみられなかった（ただし、中小企業庁では、講習会の開催を希望する事業者からの求めに応じて土曜日に講習会を開催した例あり。また、九州地方整備局では、平日 18 時以降又は土曜日に開催された業界団体主催の講習会に講師を派遣した例あり。）。

【受講者アンケート結果を踏まえ、開催場所、開催回数等を見直した例】

- ① 公正取引委員会の東北事務所は、宮城県で開催する基礎講習会について、平成 26 年度は白石市で、27 年度は大崎市で開催していたが、受講者の要望を踏まえ、28 年度は仙台市で開催した。
- ② 公正取引委員会の近畿中国四国事務所は、受講者の要望を踏まえ、大阪市で開催する講習会の回数を 1 回から 3 回に増やした。
- ③ 公正取引委員会の近畿中国四国事務所中国支所は、受講者の要望を踏まえ、管内で開催する講習会の各会場における募集定員を増やした。

【講習会に参加した事業者の元請比率を把握している例】

神奈川県は、開催する建設業講習会受講者に対するアンケートにおいて、元請比率（元請下請の割合）について調査している。

これによると、平成 28 年度では、元請比率が約 95%以上の事業者は全回答者の 24.0%、約 70%以上 95%未満は 27.2%、約 50%以上 70%未満は 15.3%となっており、

約 50%以上の事業者は全体で 66.5%、元請比率が約 50%以下の事業者は全体で 33.5%となっていた。

神奈川県は、今後、下請比率が高い（元請比率が低い）事業者に対して、下請取引の適正化に関する知識を習得させる必要があると考えることから、講習会への参加について建設業団体を通じた働き掛けや県からのアプローチを検討したい、また、元請比率別の事業者のニーズを踏まえ、講習会のテーマ選定や県の施策展開に活用していきたいとしている。

また、以下のとおり、講習会の定員充足率が低いにもかかわらず、案内方法や開催場所などの見直しを特段行っていない例がみられるなど、参加を確保しようとする積極的な取組は必ずしも十分とはいえない状況にある。

【定員充足率が低いにもかかわらず特段の見直しを行っていない例】

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引適正化推進月間中、下請取引適正化推進講習会を各地で開催しており、公正取引委員会の各事務所及び各経済産業局が毎年同一地域で、隔年で交互に講習会を開催している。

今回、当省が公正取引委員会の本局、5事務所及び2支所並びに8経済産業局における講習会の開催状況を調査したところ、図表 2-⑩及び資料 5-⑤のとおり、経済産業局が主催する回は、公正取引委員会の地方事務所・支所が主催する回に比べ定員充足率が低くなっている傾向がみられ、中には 5 割を下回る例も散見される状況にあるが、経済産業局では、これまで案内方法や開催日時を見直していない。

図表 2-⑩ 下請取引適正化推進講習会における定員の充足状況（九州ブロックの主な例）

（単位：人、％）

開催地	平成26年度			27年度			28年度		
	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	募集 定員	参加 人数	定員 充足率
福岡市	130	111	85.4	125	116	92.8	130	148	113.8
佐賀市	70	57	81.4	70	54	77.1	70	47	67.1
長崎市	100	34	<u>34.0</u>	70	65	92.9	100	47	<u>47.0</u>
熊本市	80	72	90.0	80	50	62.5	80	53	66.3
大分市	100	30	<u>30.0</u>	70	61	87.1	100	56	56.0
宮崎市	60	41	68.3	60	37	61.7	60	61	101.7
鹿児島市	100	46	<u>46.0</u>	80	74	92.5	100	39	<u>39.0</u>

（注1）当省の調査結果による。

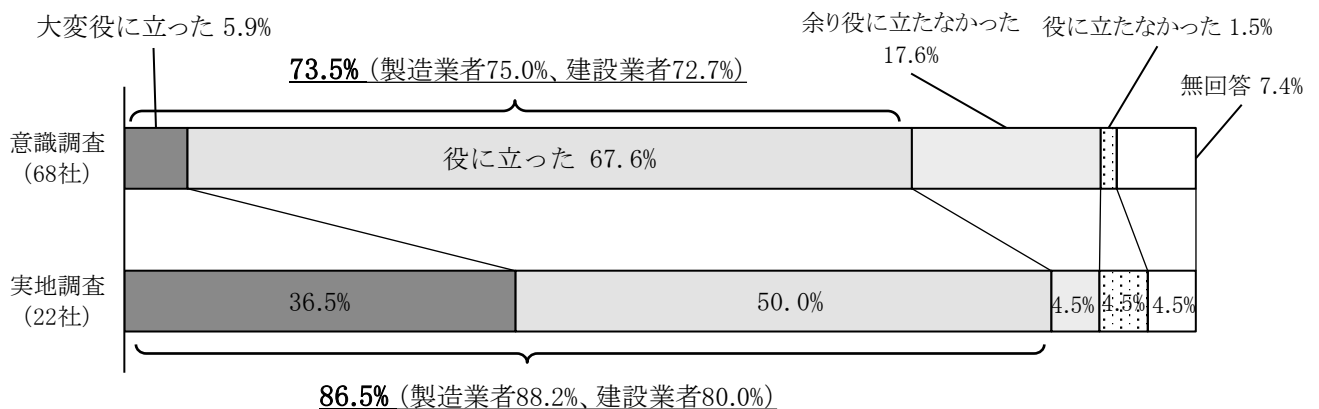
（注2）表中の□は公正取引委員会九州事務所が、■は九州経済産業局が主催したものである。

（注3）定員充足率が5割を下回っているものに下線を付している。

（注4）九州ブロックでは、この他福岡市で各年度1回、北九州市で各年度1～2回開催している。

以上のように、国及び都道府県の各機関による講習会については、下請事業者のニーズに応じて参加を確保するための取組が十分とはいえず、現に実際の参加は低調な実績となっている（前掲図表 2-⑦を参照）。しかし、当省の調査結果によると、講習会に実際に参加したことがある下請事業者の約 7 割から 8 割がその内容について役立ったと評価している。具体的には、図表 2-⑪のとおり、意識調査の結果では、「大変役に立った」又は「役に立った」との回答が 73.5%（製造業者 75.0%、建設業者 72.7%）、また、実地調査の結果でも、「大変役に立った」又は「役に立った」との意見が 86.5%（製造業者 88.2%、建設業者 80.0%）と、役に立ったとする下請事業者が多い。このように、講習会は下請事業者にとっておおむね有用なものであるにもかかわらず、その恩恵や機会が下請事業者に十分に届いていないという状況がみられる。

図表 2-⑪ 国等が開催する講習会に参加した下請事業者の評価



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

以上のように、下請事業者の法制度に対する理解は決して十分とはいえない状況にあり、下請事業者には基本的な知識を具備する必要性やそのニーズも存在するが、国及び都道府県が開催する講習会への実際の参加は低調となっている。

この主な原因は、講習会の開催自体が十分に知られていないことや、時間や場所で事業者の都合が合わず参加が困難であることにある。他方、この点についての国及び都道府県の各機関の対応や工夫は必ずしも十分に行われておらず、下請事業者のニーズに十分応えられていない状況にあるが、講習会の有用性は十分認められることから、講習会の受講機会の一層の提供が求められる。

【所見】

したがって、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、下請事業者の法制度に対する理解を増進する観点から、下請事業者のニーズ等を踏まえ、案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、下請事業者の受講機会の一層の確保を図る必要がある。また、国土交通省は、都道府県に対して、講習会の運営について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。